

### 人文学部のポリシー

聖学院大学人文学部は、近代世界の成立と展開に独自の貢献を果たし、現代社会においても固有の責任を負っているプロテスタント・キリスト教の役割を基盤とし、真理の探究と成熟した人間形成を通じて、日本はもとより他国の人々をも含む人類全体の文化の進展に寄与する人材を育成する。

#### ディプロマ・ポリシー

本学部では、所定の課程を修めるとともに正課外活動等における総合的学びを通じて、以下のような能力を身につけた者に対し学位を授与することとする。

- ①キリスト教を基盤とした学びを通じて人間理解と社会理解を深め、「他者とともに生きる力」を発揮し得る能力。
- ②学問の基礎と幅広い教養を学ぶのみならず、それらを多彩な表現力によって発現することで社会のために主体的に貢献し得る能力。
- ③グローバリゼーションによって文化の地平が広がる中で、世界全体の文脈の中で持続的に「文化」の意義を問い直し、新たな文化交流と文化創造を切り開く広い視野と行動力。
- ④教職を志望する者については、以上を通じて身につける教養、知識、能力に基づき、「未来を担う者を育てる人材の育成」を目標とする教職に就くにふさわしい人間性と力量を形成する。

#### カリキュラム・ポリシー

- ①キリスト教精神に触れることで世界や社会をめざす視野を広げ、深い人間理解をなし得る科目を設置する。
- ②初年次導入教育を基盤として少人数教育の利点を生かす中で、文章力、読解力、思考力を伸ばし、プレゼンテーション力を含む自己表現力と言語的コミュニケーション力を養成する科目を設置する。
- ③人文学の基礎的理解と多面的理解をめざし、社会で要請される倫理観とグローバル及びローカルな考察力、行動力を育成する科目を設置する。
- ④「学びの主体」の意欲を醸成しつつ、歴史・文化・言語についての理解を得、必要な語学力を身につけ、さらには国内外でのインターンシップを行う研修制度などにより、教育分野をはじめ様々な分野で幅広く活躍できる職業人を育成する漸進的プログラムを設置する。

#### アドミッション・ポリシー

- ①キリスト教の文化や考え方を学ぶことを通じて、自分を見つめ、「良く生きる」ということをじっくり考え、他者と関わろうとする人を求める。
- ②表現力やコミュニケーション力を強化することで、自身の持つ可能性を再発見、育成し、自立した社会人となることを目標としている人を求める。
- ③文化に対する知識、体験を国内外に紹介、発信することを通じてグローバル及びローカルな場で貢献をしたいと考えている人を求める。
- ④大学という場で自らが文化を学び、体験することを通じて、「文化の継承者」を育成することに熱意を持つ人を求める。

2017年4月12日制定

## 児童学科のポリシー

122C

### ディプロマ・ポリシー

- ①「人間学を基底においた児童学」を通じて培った他者理解の方法論を基にして、言葉・子どもの文化・人間関係に関する素養を身につけた人を育てる。
- ②発達理論や心理学の知識を土台にして子どもの「言葉にならない思い」を汲むことができるとともに、対人援助技術を身につけコミュニケーション力を活かして社会で活躍できる人を育てる。
- ③異文化を背景とした「子どもの育ち」を応援できる、グローバル化に対応できる人を育てる。
- ④資格取得を求める学生に対しては、責任感と倫理観を備えた子どもを育てる専門人として、子どもとその家族の良きパートナーになり、子どもが生きやすい環境づくりと社会全体の福祉に貢献できる小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士となるよう育成を図る。

### カリキュラム・ポリシー

- ①初年次において人間学を基底においた児童学の入門科目、人文学の基礎的理解を目指す科目、社会的に要請される倫理観を育てる科目を設置する。
- ②課題探求力、問題解決力を高め、表現力、コミュニケーション力、記述力を育てるため、少人数で行う演習科目を設置する。
- ③異文化を背景とした子どもの育ちや子育てを支える実践力を養成するために、異文化理解や実践的英語力を身につける科目を設置する。
- ④深い他者理解とコミュニケーション力を生かし、実践的な対人援助技術を身につけた専門的職業人を育成するため、複数の系統的な学修プログラムを設置する。

### アドミッション・ポリシー

- ①子どもの人格とまっすぐに向き合い、個々の子どもを深く理解しようとするとともに、子どもの文化を知ろうとする人を求める。
- ②日頃から身のまわりのことに関心を持ち、仲間と協働して活動し、より良い人間関係を築こうという意欲を持ち、教育や保育に携わりたいことを希望する人を求める。
- ③他者との関わりを大切に、自己の主張にとらわれず他者の声に耳を傾け、自らの人格を高めようとする人を求める。

2017年4月12日制定